

石川県准看護師受験資格認定申請書類等チェックリスト

【受験資格認定申請時の持ち物】

- 提出書類一式（当該用紙を含む。）
 - 写真1枚：認定願（様式1）用
 - 申請前6か月以内に脱帽正面で撮影した顔写真。指定サイズ（6cm×4cm）
 - 写真の裏面に撮影年月日と氏名を記載する。
 - 写真付きの本人確認書類
 - 外国籍の者はパスポート（写真付き）
 - 日本国籍の者はパスポート・運転免許証など日本国の公的機関が発行した書類
 - 筆記用具
- 以下の提出書類の確認・チェックの「留意点等」を参考に提出書類の準備を行うこと。
- 準備するときは、下記提出書類欄・留意点等欄及びチェック欄の□に☑でチェックし、申請時に書類の不備がないことを確認してください。
- 記入した当該用紙は、申請時に必ず持参してください

氏名：_____

【提出書類の確認・チェック】

項目1（受験資格認定基準チェックリスト）、2（様式1）、4（様式2）、9（様式3）、10（様式4）は、所定の様式によること
ホームページより所定様式をダウンロードし、エクセルの様式については直接記入することができる。ただし、様式を変えることは禁ずる。

	提出書類	留意点等	公証必要	チェック
1	石川県准看護師試験受験資格認定基準チェックリスト	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 「認定基準項目」について、「本人状況」を記入する。 「2. 教育課程の履修時間」は、様式3と一致すること。<input type="checkbox"/> 「3. 教育環境」は、様式4と一致すること。<input type="checkbox"/> 「5. 看護師免許取得、看護師免許取得の資格」は、免許登録・発行機関の名称を記入する。<input type="checkbox"/> 看護師免許取得の資格・制度は法令根拠に基づいていること。<input type="checkbox"/> 「6. 国家試験制度」は国家試験制度に相当する制度の有無を選択する。<input type="checkbox"/> 他、提出書類との整合性を確認して記入する。		<input type="checkbox"/>
2	准看護師試験受験資格認定願（様式1）	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 外国籍の者は、生年月日は西暦で記入する。<input type="checkbox"/> 6か月以内に撮影した指定サイズの顔写真は裏面に必要事項を記入の上、貼付する。<input type="checkbox"/> 学歴は、日本の小学校に相当する学校から看護師学校養成所卒業まで、入学卒業年次を各々の学校について西暦で記入する。<input type="checkbox"/> 「基礎分野」、「専門基礎分野」、「専門分野」別に、申請者の履修した科目的単位数と換算した時間数を記入する。（様式3と一致すること）<input type="checkbox"/> 「専門分野」は、講義と臨地実習を区分して記入する。（様式3と一致すること）<input type="checkbox"/> 申請年月日は申請時に記入する。		<input type="checkbox"/>
3	本人確認書類 <u>次の四つの書類のうち、いずれか一つ</u> ①住民票	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 本籍（外国籍の者の場合は国籍等）が記載されているもの。「マイナンバー」が記載されていないもの。（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないもの。）<input type="checkbox"/> 申請後6か月以内に発行されたものであること。		<input type="checkbox"/>
	②在留カードの写し ※原本確認のため、原本を持参すること。	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 有効期限内のものである。 ・出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。		
	③戸籍抄本または戸籍謄本	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 日本国籍を有する者に限る。<input type="checkbox"/> 申請前6カ月以内に発行されたものである。		
	④旅券の写し：外国製の者に限る。 ※原本確認のため、旅券を持参すること。	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 外国籍の者に限る。<input type="checkbox"/> 有効期限内のものを提出する。<input type="checkbox"/> パスポート番号や顔写真のあるページを提出すること。		
4	医師の診断書（様式2）	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 日本の医師資格を有する者により、申請1か月以内に発行されたもの。<input type="checkbox"/> 外国籍の者は、生年月日が西暦で記載されていること。		<input type="checkbox"/>

5	外国で取得した外国看護師免許証の写し ※原本確認のため、外国看護師免許証も持参すること。	<input type="checkbox"/> 外国では日本の看護師免許証に相当する書類が複数ある場合があるため、必要書類は全て準備する。 <input type="checkbox"/> 日本における看護師に相当する資格であり、准看護師に相当する資格ではない。 <input type="checkbox"/> 看護師免許取得見込みではなく、看護師免許を取得していること。 <input type="checkbox"/> 外国で取得した看護師免許証の有効期限が切れている場合は更新し、有効期限内のものを用意する。 <input type="checkbox"/> 関係機関ウエブサイトからダウンロードした場合はURLを明記する。	□ □
	外国で取得した看護師免許証の日本語訳		
6	卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書 ※卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写しを提出する場合は、原本を持参すること	<input type="checkbox"/> 卒業証書を提出する場合は、原本と写し及び日本語に訳したものを作成する。 <input type="checkbox"/> 卒業証書の提出ができない場合は、卒業証明書の原本及び日本語に訳したものを準備する。	□ □
	卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書又は卒業証明書の日本語訳	<input type="checkbox"/> 卒業時と異なる学校養成所名で発行された卒業証明書の場合は、校名変更を証明する書類（パンフレット又は当該校の施設長による証明書等）を準備する。	
7	卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書 ※卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書の写しを持参する場合は、原本を持参すること。	<input type="checkbox"/> この書類は申請時の必須書類ではないが、必要時に提出を求める場合があるので準備しておくこと。 <input type="checkbox"/> 講義（学内実習及び演習も含む。）だけでなく、臨地実習についても修了状況が確認できる内容であること。 <input type="checkbox"/> 他校から移行単位がある場合、単位を取得した学校の書類（項目6、8）を併せて準備する。	□ □
	上記書類の日本語訳	<input type="checkbox"/> 卒業時と異なる学校養成所名で発行された成績証明書の場合は、校名変更を証明する書類（パンフレット又は当該校の施設長による証明書等）を準備する。 <input type="checkbox"/> 当該校のウエブサイトからダウンロードした場合はURLを明記する。（当該校の施設長の証明のあるものを準備する。）	
8	卒業した外国看護師学校養成所で履修した教科課程及び時間数を明らかにした書類（教育科目、教育内容、時間数、単位数が記載された書類）	<input type="checkbox"/> 申請者が履修した分野・科目的教育内容、時間数及び単位数が明らかな書類であること。（学業成績証明書やシラバス等） <input type="checkbox"/> 履修分野・科目名、教育内容、単位数及び時間数が、項目7、9に記載されている内容と一致していること。 <input type="checkbox"/> 教育内容は全体の概要ではなく、履修した科目ごとに明示されていること。 <input type="checkbox"/> 在学当時（西暦何年）に履修した教育内容であることが示されていること。 <input type="checkbox"/> 教育内容の書類は、当該校の施設長の証明のあるものに限る。（施設長の署名が記入されていること。学校印は不可とする。）	□ □
	上記書類の日本語訳	<input type="checkbox"/> 教育科目、時間数は、講義と臨地実習の別がわかるように記載されていること。 <input type="checkbox"/> 講義（学内実習及び演習を含む。）だけでなく、臨地実習についても修了状況が確認できる内容であること。 <input type="checkbox"/> 単位制であっても必ず時間数に換算する。（換算方法は、当該校に確認し、当該校の施設長の署名のある書面を準備すること。） <input type="checkbox"/> クオーター制の場合は、セメスター制に換算しなおす。 <input type="checkbox"/> 当該校のウエブサイトからダウンロードした場合はURLを明記する。（当該校の施設長の証明のあるものを準備する。）	
9	保健師助産師看護師学校養成所所定規則別表4における教育内容と卒業した外国の看護師学校養成所の履修科目、単位数及び時間数の対照表（様式3）	<input type="checkbox"/> 日本の教育内容に準じた履修科目を記載する。1行に1科目の履修科目を記載し、必要に応じて行を追加挿入する。 <input type="checkbox"/> 履修科目は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野別に記載する。 <input type="checkbox"/> 講義（学内実習及び演習を含む。）と臨地実習を区別する。 <input type="checkbox"/> 項目7、8に記載されている内容と一致すること。 <input type="checkbox"/> 履修科目名は、項目7、8の日本語訳と一致すること。 <input type="checkbox"/> 単位制であっても、必ず時間数に換算する。（換算方法は、当該校に確認し、当該校の施設長の署名のある書面を準備すること。） <input type="checkbox"/> クオーター制の場合は、セメスター制に換算し直す。 <ul style="list-style-type: none"> ・所定様式が複数枚にわたっても構わない ・免許取得要件である教育内容が対象となるため、免許取得後の教育の記載は不要である。 	□

10	卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書 (様式 4)	<input type="checkbox"/> 施設長の自筆署名又は記名押印があること。(学校印は不可) <input type="checkbox"/> 学校名は卒業証書等に記載されている表記と統一する。 <input type="checkbox"/> 施設設備、実習施設等の卒業時の現況を記載する。 <input type="checkbox"/> 在学当時の状況を記載し、「年月日時点」と当時の日付を記入する。(入学から卒業までの期間内の日付であること。) <input type="checkbox"/> 教員組織は、看護学部のみの教授、准教授、講師の人数と常勤、非常勤の別での人数を記載する。	<input type="checkbox"/>
11	卒業した外国看護師学校養成所が正式に認可されていることが証明できる書類	<input type="checkbox"/> 卒業した外国看護師学校養成所が当該国又は州政府等によって正式に認可されたことが示されている書類を準備する。(パンフレット又は証明書) <input type="checkbox"/> 在学当時に許可されていた状況が確認できること。	<input type="checkbox"/>
	卒業した外国看護師学校養成所が正式に認可されていることが証明できる書類の日本語訳	<input type="checkbox"/> パンフレット・証明書は、当該校の施設長の証明のあるものに限る。(施設長の自筆署名であること。学校印は不可) <input type="checkbox"/> 当該校のウェブサイトからダウンロードした場合はURLを明記する。(当該校の施設長の証明のあるものを準備する。)	<input type="checkbox"/> 公証必要
12	日本語能力試験N1認定書と成績書の写し又は日本語能力試験N1認定結果と成績に関する証明書	<input type="checkbox"/> 日本語能力試験N1認定書と成績書の写しの場合は原本も持参する。 <input type="checkbox"/> 日本語能力試験N1認定結果と成績に関する証明書の場合は原本を提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年12月までの認定区分である日本語能力試験1級も可とする。 ・日本の中学校及び高等学校を卒業しているものは不要。 	<input type="checkbox"/>
13	根拠法令の関係条文の抜粋	<p>看護師免許取得に関する以下の内容の条文を挿える。</p> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> <input type="checkbox"/> 法律の目的 <input type="checkbox"/> 資格の定義 <input type="checkbox"/> 免許 <input type="checkbox"/> 欠格事由 <input type="checkbox"/> 籍の登録 <input type="checkbox"/> 免許の交付及び免許証の付与(更新) <input type="checkbox"/> 免許登録の要件 <input type="checkbox"/> 免許取り消し又は業務停止処分の手続き <input type="checkbox"/> 国家試験の受験資格 <input type="checkbox"/> 看護師の業務 <input type="checkbox"/> 養成所の規定・基準 <input type="checkbox"/> 養成所の入学資格 <input type="checkbox"/> 免許取得時と現行の根拠法令の関係条文を準備する。 <input type="checkbox"/> 抜粋の場合は、箇所がわかるように明記する。 <input type="checkbox"/> 文献から引用した場合は出典を明記する。 <input type="checkbox"/> 関係機関ウェブサイトからダウンロードした場合はURLを明記する。 </div>	<input type="checkbox"/> 公証必要
	根拠法令の関係条文の抜粋の日本語訳		<input type="checkbox"/>

【提出書類作成上の注意】

- (1) 提出書類の部数は1部である。
- (2) 項目の1、2、4、9、10は所定の様式によること。
- (3) 項目の9は日本語で記載すること。
- (4) 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
- (5) 項目の5~8、11、13については、公的な機関(当該国の大使館、領事館、外務省等)において提出書類と日本語訳両方の記載が真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。注意:当該国の大使館、領事館とは、外国に所在する日本国の大使館及び領事館ではない。
- (6) 項目の5~7の書類については、各原本を持参すること。(原本は照合後に返還する)
- (7) 申請書類等の照会に関しては、学歴や履修内容等、申請者本人とやりとりすることが望ましい内容が含まれるため、申請者本人が行うこと。
- (8) 項目10は、外国語に訳した書面で施設長の証明を受ける場合も、所定の様式を日本語訳として併せて提出すること。また、公的な機関(当該国の大使館、領事館、外務省等)において、提出書類と日本語訳の両方の記載が真実である旨の確認を受け、その証明を提出すること。